

## 平成30年度 全社協補償制度改定のお知らせ

### 社協の保険

**(1) プラン1-①「賠償補償」に新たに高額補償のDタイプ（限界額5億円）を新設します。**

(期間中限度額)	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ（新設）
	3,000万円	1億円	2億円	5億円
総合補償タイプ *1	1,130円	1,660円	1,820円	2,540円
日常生活自立支援事業限定タイプ *2	1,130円	1,660円	1,820円	2,540円

\*1：常勤役職員1名あたり保険料

\*2：専門員・生活支援員1名あたり保険料

**(2) プラン1-①「賠償補償」に「徘徊時賠償補償」を新設して補償範囲を拡大します。**

徘徊時賠償補償とは、認知症などのサービス利用者が徘徊して、第三者の身体障害や財物損壊を伴わない使用不能損害（経済損）が発生し、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

**(3) プラン1-①「賠償補償」の「事故時対応特別費用」について補償範囲を拡大します。**

事故時対応特別費用の補償範囲に、①信頼回復費用 ②サービス利用者搜索費用の項目を追加して補償範囲を拡大します。

**(4) プラン1-③「役員等賠償補償」の被保険者の範囲および補償範囲を拡大します。**

1) 役員等賠償補償の被保険者（補償の対象となる方）に管理職従業員を追加します。

（注）管理職従業員とは、理事会で選任された「重要な使用人」を指し、施設長、園長やこれらに準ずる職員が該当します。

平成29年度	理事、監事、評議員
平成30年度	理事、監事、評議員、管理職従業員（理事会で選任された重要な職員）

2) 役員等賠償補償の雇用慣行賠償部分におけるハラスメントの範囲を拡大します。

平成29年度	セクシャルハラスメント、不当解雇、差別行為
平成30年度	不当解雇、差別行為、ハラスメント行為（セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど）

3) 上記2点の改定に伴う保険料の改定はありません。

**(5) 「使用者賠償補償（オプション）」の保険料を改定（引き下げ）します。**

	賃金総額100万円あたりの年間保険料
平成29年度	177.5円
平成30年度	177.0円

### しせつの損害補償・保育所の損害補償共通

**(1) プラン1-① 基本補償オプション4として「クレーム対応サポート補償」を新設します。**

第三者（利用者、そのご家族、近隣住民等）による過度なクレームに対応する場合にクレームコンシェルによる各種支援（相談、助言等）サービスを提供するとともに、法的手続きをとる場合の費用（弁護士費用等）を補償します。

合計施設定員	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
	1事故・期間中 支払限度額 50万円	1事故・期間中 支払限度額 150万円	1事故・期間中 支払限度額 300万円
～50名	19,250円	42,000円	63,000円
51名～100名	35,000円	75,600円	113,400円
101名～150名	49,880円	113,400円	160,650円
151名～200名	66,500円	142,800円	201,600円
201名～250名	78,750円	168,000円	236,250円
251名～300名	89,250円	189,000円	264,600円
301名～350名	94,500円	199,500円	276,500円
以降1名～50名ごとに	13,500円	28,500円	39,500円
551名～	162,000円	342,000円	474,000円

※プラン1-①「事故対応特別費用」、プラン3-①オプション「使用者賠償責任補償」、プラン4「社会福祉法人役員等の賠償責任補償」の改定については社協の保険と同様

問い合わせ先：株式会社福祉保険サービス TEL：03-3581-4667 FAX：03-3581-4763